

# 規 約

宮川下流漁業協同組合

# 宮川下流漁業協同組合規約

## 第 1 章 総 則

第 1 条 この組合の運営は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分及び定款に別段の定めのあるもののほかはこの規約によって行なう。

第 2 条 この規約の改廃は、総会又は総代会の議決を経てこれを行なう。

第 3 条 この規約の内容につき疑義を生じたときは、その解釈は総会又は総代会の決するところによる。ただし、緊急やむを得ない事項については理事会においてこれを決定し、次の総会または総代会においてその承認を得るものとする。

## 第 2 章 総会及び総代会

第 4 条 正組合員、正組合員でない代理人、准組合員は、それぞれ総代の席を区分しなければならない。

2 出席した正組合員又は正組合員の代理人が中途退席しようとするときは、議長にその旨を届け出なければならない。

第 5 条 組合員は、代理人により議決権を行使しようとするときは、委任状（別紙様式第 1）を代理人に交付しなければならない。

2 組合員が書面により議決権を行使しようとするときは、通知された総会の会日までに、その書面（別紙様式第 2）を組合に提出しなければならない。

3 組合長は前項の規定により提出された書面を、総会の議事開始に先立ってこれを議長に提出しなければならない。

第 6 条 組合長は、正組合員の数及びその出席人員（本人、代理人及び書面議決人の別）を報告して開会を宣し議長の選任を総会にはかるものとする。

2 監事が招集した総会においては、前項に規定する組合長の職務は、その監事がこれを行なう

第 7 条 議長は、会議の目的たる事項の審議または報告を開始する前に、総会の承認を得て、書記若干名を指名する。

第 8 条 議長は、組合の職員に議案の配布及び朗読、その他議場の整理をさせることができる。

第 9 条 議長は、議事の進行ならびに議場の整理に必要な措置をとるものとする。ただし、組合員の発言を不当に制限してはならない。

第 10 条 議案は、すべて提案者がこれを説明するものとする。ただし、必要に応じ、議長は、提案者以外のものにこれを説明させることができる。

第 11 条 組合員は、あらかじめ通知した議案のほか、役員の変更の請求及び定款第 42 条に規定する事項を除き、緊急を要する事項について追加議案を提出することができる。

2 前項の追加議案の提出は、総会における議事の開始までにこれをしなければならない。ただし、総会開会中における緊急理事会において決定された議案については、この限りでない。

第 12 条 出席した正組合員は、役員の変更の請求及び定款第 44 条に規定する事項を除き、緊急を要する事項について動議を提出することができる。

第 13 条 前 2 条の追加議案または動議の採決については、代理人により議決権を行なうことができない。

第 14 条 否決された議案又は否決若しくは撤回された動議は、同一の総会中に再び提出することができない。

2 既に議決した事項については、同一の総会においてこれと異なった議決をすることができない。

第 15 条 議案の採決は、挙手、起立、又は投票のいずれかの方法によって行なう。

2 議長は採決の結果を宣言する。

第 16 条 代理人は、委任状を総会の受付に提出し、これと引きかえに代理議決権を証明する証票の交付を受けなければならない。

2 採決にあたっては、代理人は、前項の規定による証票を明示して採決

に加わらなければならない。

第 17 条 修正案が提出されたときは、議長は、まず修正案について採決する。

2 修正案が 2 つ以上あるときは、その趣旨が原案を最も異なるものから順次に採決する。

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について採決する。

第 18 条 議事録には、次に掲げる事項を記載し、議長及び出席した理事全員が署名または記名捺印するものとする。

(1) 会の種類

(2) 総会招集の通知年月日

(3) 開会の目的及び場所

(4) 組合員の総数（正組合員、準組合員の別）

(5) 総会に出席した正組合員の数及び代理人書面により議決権を行使した正組合員の数並びに出席した准組合員の数

(6) 議事の経過の要領

(7) 議決した事項及び賛否の数

(8) 閉会の日時

(9) その他、議長が必要と認めた事項

第 19 条 総代会は、総会に関する規定を準用する。

### 第 3 章 理事会、監事会及び委員会及び顧問

#### 【第 1 節 理事会】

第 20 条 組合長は年 5 回定例理事会を招集する。

2 組合長は、理事の 3 分の 1 以上の者から会議の目的を明らかにして、理事会の招集請求があったときは、臨時理事会を招集しなければならない。

3 組合長は、必要と認めたときは臨時理事会を招集することができる。

第 21 条 組合長は、理事会を招集しようとするときは、その会日から 3 日前までに日時、場所及び会議の目的たる事項を各理事に通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りでない。

第 22 条 理事会に出席できない理事は、その旨を、あらかじめ通知され

た開会時刻までに組合長に届なければならない。

第 23 条 理事会は、理事の過半数が出席しなければ会議を開き議決することができない。

- 2 理事は、代理人によって議決権を行なうことができない。
- 3 理事会の議長には、組合長がなる。
- 4 監事、参事及び会計主任は理事会に出席して意見を述べることができる。
- 5 理事会は、必要に応じ参事及び会計主任以外の職員を出席させて意見を聞くことができる。

第 24 条 組合長は、理事会開催の都度議事録を作成する。

- 2 議事録には、次に掲げる事項を記載して、出席した理事全員がこれに署名又は記名捺印するものとする。
  - (1) 理事会の種類
  - (2) 開会の日時及び場所
  - (3) 出席した理事の氏名
  - (4) 議事の経過の要領
  - (5) 議決した事項及び可否の数並びに否定した理事の氏名
  - (6) 閉会の日時
  - (7) その他組合長が必要と認めた事項

#### 【第 2 節 監事会】

第 25 条 監事は、監査に関する重要な事項について、報告、協議又は決定するために監事会を設置するものとする。ただし、監事会の設置によって、監事の権限の行使を妨げることはできない。

- 2 監事会は、監事全員をもって構成する。

第 26 条 監事会は代表監事が招集し、監事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 監事会は必要に応じ、参事及び会計主任を出席させて意見を聞くことができる。

#### 【第 3 節 委員会】

第 27 条 組合事業の円滑なる発展を期するために、理事会の諮問機関として委員会を設置することができる。

- 2 前項の規定により設置する委員会の種類、任務その他必要な事項は理事会が定める。

#### 【第4節 顧問】

第28条 組合事業の円滑なる推進のため顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事会でこれを推薦し、組合長が委嘱する。
- 3 顧問は、組合の運営につき理事会及び組合長に助言する。

### 第4章 業務及び会計

#### 【第1節 総則】

第29条 業務執行に関する諸手続き、組織並びに組合事業に関する事項は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款及びこの規約に定めるもののほか、必要な規定は規程で定めることができる。

- 2 前項の規定は理事会でこれを定める。

第30条 業務の施行は、事業計画に従い、組合員の漁業生産および生活に関する諸調査を基礎として行なう。

- 2 組合員は組合の諸調査に関し、必要な資料を提供し、協力しなければならない。

#### 【第2節 事業】

第31条 この組合の事業は、事業の種類別に定めた事業規程によって行なう。

第32条 組合員との専用利用契約は、特別な施設または品目を定めて締結するものとする。

第33条 定款の定めるところにより組合員以外のものに組合の事業を利用させる場合は、手数料その他の条件を組合員の利用する場合と差別させることができる。

第34条 定款第15条第1項第2号の規定は当該事由の履行期限の属する事業年度末までにその履行を怠ったときに適用する。

#### 【第3節 会計】

第 35 条 理事会は、毎事業年度事業計画に基づいて収支予算計画を編成し、事業計画とともに総会の承認を得るものとする。

第 36 条 組合は、毎年 9 月仮決算を行うものとする。

## 第 5 章 職 員

第 37 条 組合に次の職員をおく。

- (1) 参事
- (2) 監視員
- (3) 労務員

第 38 条 職員の服務、給与に関する規定は、就業規則および給与規定で定める。

### 附 則

この規約は令和 2 年 3 月 14 日より施行する。

(様式第 1)

(第 5 条 第 1 項 関係)